

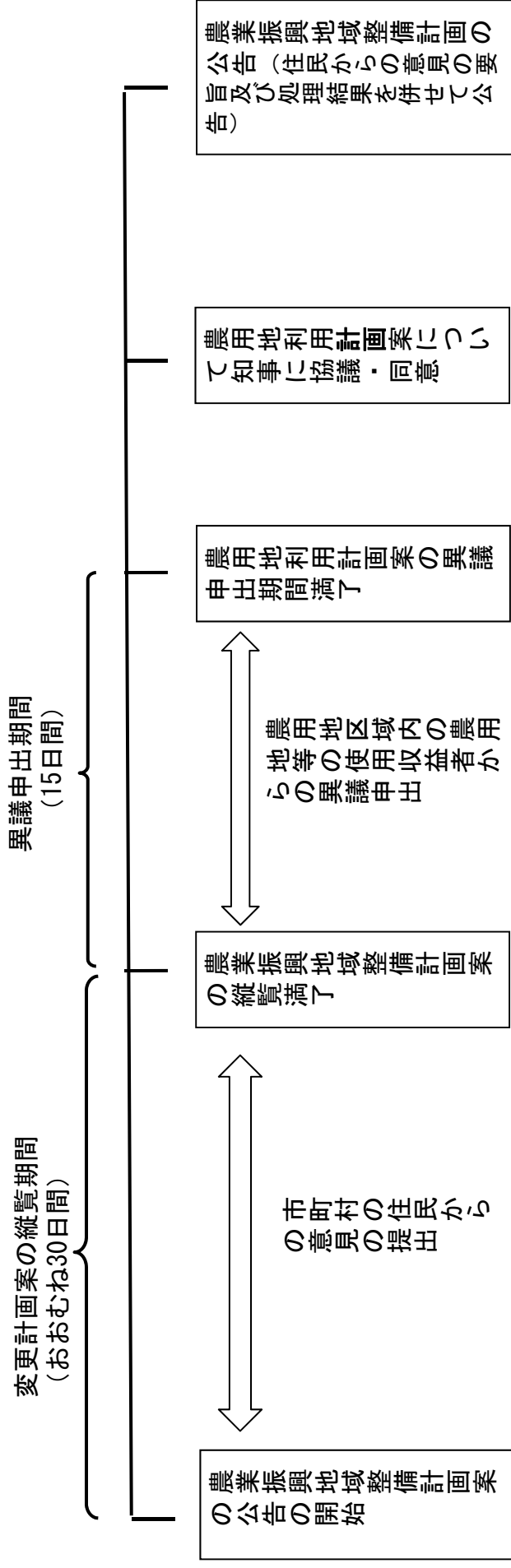
# 農業振興地域整備計画の変更について

重点番号11：農業振興地域に係る見直し（山林・原野化した耕作放棄地の除外を軽微な変更を追加）（農林水産省）

平成27年8月5日

農林水産省

# 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更手続



## 【 軽微な変更 】

軽微な変更として以下のものについては、上記の手続を省略して農業振興地域整備計画の公告のみで変更が可能

- 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更する場合
- 土地の所有者等が、自己の耕作又は養畜のための農業用施設を設置するため、土地を農用地区域から除外する場合
- 土地収用法第26条第1項の規定による告示があり、かつ、その告示に係る事業の用に供する土地を農用地区域から除外する場合
- 農用地区域内にある土地の農業上の用途区分の変更で、当該変更に係る土地の面積が1haを超えない場合

## (参考1)関係法令(農業振興地域整備計画の変更)

### ○ 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和四十四年法律第五十八号)

(農業振興地域整備計画の変更)

第十三条 都道府県又は市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなればならない。市町村の定めた農業振興地域整備計画が第九条第一項の規定による農業振興地域整備計画の決定により変更を必要とするに至つたときも、同様とする。

2～3 略

4 第八条第四項及び第十一条(第十二項を除く。)の規定は市町村が行う第一項の規定による変更(政令で定める軽微な変更を除く。)について、第九条第二項及び第十一条第十二項の規定は都道府県が行う第一項の規定による変更(政令で定める軽微な変更を除く。)について、第十二条の規定は同項の規定による変更について準用する。

### ○ 農業振興地域整備の整備に関する法律施行令 (昭和四十四年政令第二百五十四号)

(農業振興地域整備計画に係る軽微な変更)

第十条 市町村が定めた農業振興地域整備計画に係る法第十三条第四項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

二 農用地区域内にある土地の所有者又はその土地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がその土地をその者の耕作又は養畜の業務のための農業用施設の用に供する場合において、その土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更

三 農用地区域内にある土地のうち、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十六条第一項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。)があり、かつ、その告示に係る事業の用に供されることとなったものがある場合において、その土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更

四 農用地区域内にある土地の農業上の用途区分の変更で当該変更に係る土地の面積が一ヘクタールを超えないもの

## (参考2)関係通知(農業振興地域整備計画の変更)

### ○ 農業振興地域制度に関するガイドライン(平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知)

#### 第16 法第13条関係(農業振興地域整備計画の変更)

##### 1 市町村整備計画の変更事由(法第13条第1項)

###### (1) 変更事由

市町村整備計画の変更は、法第13条第1項に基づき、次の事由により必要が生じたときに行うものと考えられること。

###### ①～② 略

###### ③ 基礎調査(法第12条の2第1項)の結果

###### ア 農用地利用計画の変更

農用地利用計画の変更として、集团的農用地としての要件を欠くこととなった農地の農用地区域からの除外や新たに農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地の農用地区域への編入など、法第10条第3項及び第4項に規定する農用地区域の基準に照らして、その区域を変更する必要がある場合

###### イ 農用地利用計画以外の事項の変更

農用地利用計画以外の事項の変更として、農業生産基盤、農業近代化施設、農業を担うべき者の育成・確保施設、就業促進施設、生活環境施設等について、農用地利用計画との整合性を図るとともに、総合的かつ計画的な整備を確保する観点から変更する必要がある場合

また、市町村は、農用地利用計画を変更する場合は、次の事項に留意すること。

###### a 略

###### b 農用地区域からの除外

農業上の利用に供する目的で農用地区域に含まれている山林原野については、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無いものは、農用地区域から除外すること。(以下省略)

#### ④ 経済事情の変動その他情勢の推移

いずれの場合もこれに該当するかは、具体的事例に即して判断されることとなるが、「経済事情の変動その他情勢の推移」としては、例えば、現に農用地区域に設定されている土地が法第10条第4項の規定に該当することとなった場合のほか、農産物の需給事情の変化、農業技術の進展等に応じた生産方式の変更、当該市町村における工業化、鉄道、軌道の乗降場、高速自動車国道等のインフラの設置等による都市化の進展、都道府県整備計画の策定又は変更などが考えられること。(以下省略)